

広島県自然海浜保全条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和四年三月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第十五号

広島県自然海浜保全条例の一部を改正する条例

広島県自然海浜保全条例（昭和五十五年広島県条例第三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（自然海浜保全地区の指定） 第五条（略）</p> <p>一 水際線付近又はその水深がおおむね二十メートルを超えない海域において砂浜、干潟、岩礁その他これらに類する自然（以下この号において「砂浜等」という。）の状態が維持されているもの（損なわれた砂浜等が再生され、又は砂浜等が新たに創出されたものを含む。）</p> <p>二 2―10（略）</p>	<p>（自然海浜保全地区の指定） 第五条（略）</p> <p>一 水際線付近において砂浜、岩礁その他これらに類する自然の状態が維持されているもの</p> <p>二 2―10（略）</p>

附 則

この条例は、瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律（令和三年法律第五十九号）附則第一項本文に規定する政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。